平成２４年（フ）第６９２号
大阪府泉南郡岬町深日2002番地の45、前住所和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺160番地の51
債務者　児島　和子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７０８号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡東２丁目14番14号206、前住所大阪府泉大津市なぎさ町２番３―1001号
債務者　半田　一美（旧姓檜和田）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１０号
大阪府泉佐野市羽倉崎３丁目10番33―403号オアシス羽倉崎Ⅰ
債務者　中尾　秀**隆**
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７１５号
大阪府阪南市石田600番地の６―29棟105号、住民票上の住所大阪府阪南市下出74番地の１
債務者　道下　淳二
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７２２号
大阪府泉佐野市中町３丁目４番23―103号、前住所大阪府泉佐野市中庄248番地の11
債務者　松本　善拡
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１号
大阪府岸和田市下池田町１丁目15番27―203号、住民票上の住所大阪府岸和田市池尻町579番地の12
債務者　福嶋穂津美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地39棟205号
債務者　岡本　良一
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第７号
大阪府泉南郡熊取町大久保東１丁目８番２号
債務者　井上　璋子
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
大阪府泉南郡熊取町長池１番12―206号
債務者　末吉　博秋
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第４９３号
奈良市三条栄町８番20―309号
債務者　柳　　文子
1　決定年月日時　平成25年１月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８９号
香川県高松市前田西町851番地６　ＦＬＡＴＬ・ＭⅡ204号室
債務者　井川　美保
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２９号
香川県高松市高松町2414番地６　アルファエステート高松町202号室
債務者　佐野　眞紀（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３３５号
香川県高松市高松町2414番地６　アルファエステート高松町202号室
債務者　佐野　俊二
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３２号
宮城県登米市迫町北方字早坂183番地
債務者　門田　美和
1　決定年月日時　平成25年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２４年（フ）第７９号
石川県七尾市光陽台68番地の１　フォンテーヌ和倉110号室、住民票上の住所石川県七尾市石崎町香島１丁目130番地１
債務者　舛田　増栄
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第８１号
石川県羽咋郡宝達志水町米出チの131番地
債務者　越後　弘美
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第８２号
石川県羽咋郡宝達志水町米出チの131番地
債務者　越後　忠孝
1　決定年月日時　平成25年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
金沢地方裁判所七尾支部